

東京都の「感染拡大防止協力金」の申請は、6月15日(月曜日)までです。

区内中小事業者や個人事業主を対象とした、休業に関する感染拡大防止協力金についての情報を掲載しました。ここに掲載していない支援や、支援を申し込む前には、必ず最新の情報をご確認ください。

【東京都】 感染拡大防止協力金

4/22 発表時点

支給対象者 次の全ての要件を満たす方

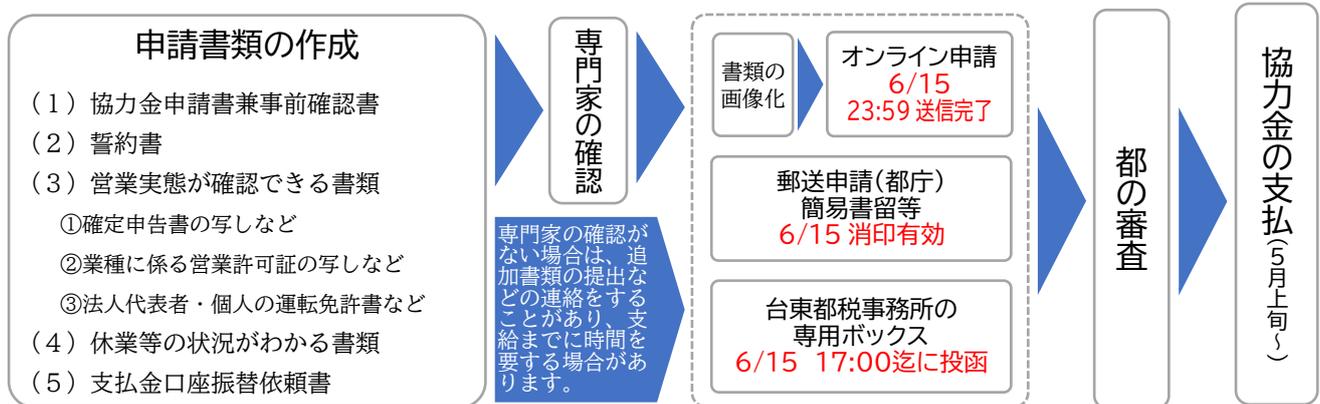
- (1)都内に主たる事業所または従たる事業所を有し、かつ中小企業基本法に規定する中小企業及び個人事業主で、大企業が実質的に経営に参画していない方
- (2)緊急事態措置を実施する前から、次のいずれかの対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、運営している方 ※ 要請等対象施設は、下記のQRコードからご参照ください。
 - ①「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設
 - ②「施設の種別によっては休業を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設
 - ③「社会生活を維持するうえで必要な施設」のうち、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力を要請されている施設

支給額 50万円(2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円)

受付期間 令和2年4月22日(水)から6月15日(月)まで

休業等期間 令和2年4月11日から5月6日までのうち、**少なくとも4月16日から5月6日までの全ての期間**

申請の流れ



専門家による確認 申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどを専門家が事前に確認します。

(対象となる専門家) 都内の青色申告会、税理士、公認会計士、中小企業診断士

※ 専門家に依頼した事前確認に要する費用については、一定の基準により都が別に措置するため、そのことを前提に専門家に協議ください。

【要請等対象施設】

東京都防災ホームページ
東京都緊急事態措置に関する情報



【制度について】

東京都産業労働局
「感染拡大防止協力金」について



お問合せ先

※4/15から名称が変わりました。

東京都緊急事態措置等・

感染拡大防止協力金相談センター

☎03-5388-0567

土日祝日を含む毎日 9時~19時

よくある質問（令和2年4月20日時点。東京都の協力金ホームページより抜粋）

質問 休止要請をうけていない業種が自主的に休業した場合は対象となりますか？

答え 都の要請に応じていただいた方への協力金ですので、自主的な休業については対象となりません。

質問 4月11日から休業していないと、協力金は支給されないのですか？

答え 少なくとも令和2年4月16日から5月6日までのすべての期間において休業(飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮)にご協力をいただければ、4月11日から休業していなくても対象となります。

質問 協力金の対象となる期間は、少なくとも4月16日からの全期間休業する必要があるとのことですが、16日は店舗をあけてしまいました。協力金はもらえないのですか。

答え 緊急事態措置は4月11日から開始しており、休業要請対象となる施設にはこの間、休業の要請を行ってきました。この全期間、休業いただきたいところではありますが、休業への準備期間を確保し、4月16日から5月6日までの全期間、対応いただける方に支給します。そのため、その事例では支給の対象となりません。

質問 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。この場合は、どうすれば支給対象となりますか？

答え 例えば本屋(休業要請対象外)とDVD/ビデオショップ(休業要請対象)が混在している場合で、DVD/ビデオショップ部分を明確に区分して休業する場合、支給対象となります。

質問 百貨店にテナントとして入居していますが、支給対象となりますか？

答え テナントとして入居している中小事業者で、休業あるいは営業時間短縮の対象施設であって、要請に応じて休業等を行っていただければ支給対象となります。

質問 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

答え 休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は、対象となりません。

※都ホームページから原文のとおり掲載しています。

【お願い】 協力金申請書の配布について、台東区役所では、窓口集中による感染症拡大を防ぐため、郵送も行っております。まずは、**お電話**にてお問い合わせください。

台東区役所 産業振興課 平日8:30~17:15 ☎5246-1415